

令和4年3月24日

市長決裁（産業振興部長専決）

千歳市森林環境整備事業補助金実施要領

（趣旨）

第1条 千歳市森林環境整備事業補助金交付要綱（令和4年3月24日市長決裁。以下「要綱」という。）に規定する千歳市森林環境整備事業の実施について、必要な事項を定める。

（事業主体の確認）

第2条 市長は、要綱第2条に規定する森林法施行令第11条第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）から補助金の交付申請があった場合には、「森林法施行令第11条、第12条、別表第3及び第4の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件」（平成14年10月15日農林水産省告示第1630号）第1項、第2項及び次の事項を確認するものとする。

（1）規約の内容

（2）構成員の氏名又は名称及び住所並びに代表者等の氏名を記載した名簿の内容

（3）施行地の森林所有者

2 市長は、森林所有者の団体が事業を実施するに当たっては、補助金の受領及び配分についての帳簿等を整理保管するよう指導するものとする。

（事業の内容）

第3条 要綱第3条に規定する補助の対象となる事業の内容は、次のとおりとする。

（1）間伐

ア 12齢級以下（ただし、地域の標準的な森林施業における本数密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林についてはこの限りではない。）の林分で行う不要木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び搬出集積

イ 森林経営計画に基づき行われるもので、千歳市森林整備計画に定められた標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の林分で行う不要木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び搬出集積

（2）森林作業道維持修繕・改良

路面路肩及び法面の草刈、簡単な倒木等の処理等

(3) 林業機械レンタル

ア 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業主体が市内において国・道・市の補助事業で実施する間伐に使用する高機能林業機械を民間のレンタル会社等から借り受けることに要する経費とする。補助対象経費はレンタル料、基本料、レンタル会社と市内の地域森林計画対象森林を直接往復するための回送費とする。（レンタル期間内に発生する現場間の移動に要する経費等は対象としない。）

イ 補助対象となる契約期間は同一年度内で、1回の補助対象契約期間は日単位かつ5カ月を上限とする。

ウ 補助金の額の算出は、施業実施年度に使用するレンタル物件ごとにレンタル料等の稼働日数から計算し、千円未満を切り捨てた額の合計とする。また、日額、月額での額について、レンタル会社から見積書を徴取し市長に提出するほか、安価な方を補助金の申請額とすること。

エ 補助対象となる林業機械は、ハーベスタ、フォワーダ、フェラーバンチャ、グラブブルとし、ベースマシンを含むものとする。

（事業規模等）

第4条 森林経営計画に基づいて行うものは、現に認定を受けている森林経営計画（以下「現計画」という。）において現計画の継続性があることが確認できる場合は、現計画と旧森林経営計画の両計画に計画され、かつ、両計画の計画期間にまたがって行われた間伐の施行地については、当該施行地の面積及び搬出材積の全てを現計画に基づくものとして取り扱うことができるものとする。

（補助金交付の関係事務に関する特記事項）

第5条 市長は、本事業及びこれに関係する補助金交付等の事務を適正かつ円滑に行うため、本事業の事業主体に対し、以下により、事業の予定及び実行の確認に必要な書類等の整備を指導するものとする。

(1) 年間計画書及び実施計画の添付書類

要綱第5条に規定する年間計画書及び実施計画書には、それぞれ内訳がわかる資料を添付するものとする。

(2) 現地写真の撮影

ア 事業主体は、別表イの規定に基づき状況を撮影するものとする。

イ このほか、北海道の「造林事業に係る事業写真の取扱い」(平成15年4月16日森整第178号)の規定を準用する。

(3) 現地測量の実施

事業主体は、現地測量を実施する場合にあっては、北海道の「造林補助金交付申請書に添付する造林実測図の作成方法」(昭和48年7月18日造林第820号)の規定を準用する。

(補助金の交付申請)

第6条 本事業に係る補助金の交付申請は、個々の施行地を最低単位として行うことができる。ただし、一体的に実施すべき事業であって同一の事業主体が同時期に実施するものについては、これらを一括したものを単位として交付の申請を行うものとする。

(補助金交付申請書の作成及び提出)

第7条 市長は、本事業に係る補助金交付申請書及び添付書類の取り扱いについて、要綱第6条によるほか、以下のとおりとする。

(1) 補助金交付申請書に添付する書類等について、補助事業者は、別表アの規定に基づき補助金の交付申請を行うものとする。

(2) 補助金交付申請書に記載する森林所有者名及び地番は、原則として、林地台帳、現計画、不動産登記簿等に記載されているものとする。

(3) 補助金交付申請書及び添付書類に記載する面積、線形、延長等は、現地測量を行った場合には、当該現地測量の成果を利用して求めるものとする。

なお、現地測量に代えて、精度の高い既存の図面を利用して求めることができるが、この場合は、必要に応じ補助事業者に主要測点の復元を求め、検査するものとする。

また、間伐に係る面積が、施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、それぞれを記載するものとする。

(4) 補助事業者は、(1)に掲げるもののほか、以下の書類を整備するものとする。なお、これらの書類は、補助金交付申請書への添付は要しないが、竣工検査時に検査員へ提示するものとする。

ア 測量野帳

イ 別表アの第15号様式、第16号様式の証明書等の証拠書類（林野庁の「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成23年3月31日22林整整第857号）第3の2のなお書きを適用する場合にあっては、実質的な管理・監督の状況の記録を含む。）

ウ 現地写真（第5条（2）のアにより撮影した写真）

（5）（1）（4）に掲げる書類等については、補助事業者が、事業の終了の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

（補助金の査定）

第8条 本事業に係る補助金の査定の取扱いは、次のとおりとする。

（1）間伐に係る補助金額は、別表アの第16号様式において搬出材積を区分したまとまり（以下「査定単位」という。）ごとに、当該査定単位に含まれる施行地の間伐した伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除した値に応じた標準単価を適用して求めるものとする。

また、査定単位の一部に、以下に掲げる間伐が含まれる場合にあっては、当該間伐の査定単位とその他の間伐の査定単位に分け、それぞれ算定するものとする。

ア 伐採方法が異なる間伐

イ 路網や作業ポイントが異なる間伐

（2）要綱第4条の標準経費は、標準単価に調整率を乗じて求めることができるものとする。

ただし、調整率は補助金総額を予算額の範囲内に調整する1未満の係数とする。

（補助金実績報告書の作成及び提出）

第9条 本事業に係る補助金実績報告書及び添付書類の取り扱いについて、要綱第12条によるほか、補助事業者は、別表アの規定に基づき補助金実績報告書を提出するものとする。

（竣工検査）

第10条 市長は、前条の補助金実績報告書及び添付書類の提出を受けた場合においては、次のとおり竣工検査を行う。

（1）間伐

北海道の「造林事業竣工検査要領」(平成14年5月31日森整第452号)を準用し竣工検査を行うものとする。

(2) 森林作業道維持修繕・改良

施行地の状況等について行うものとし、支障木、草等が残存していないか確認するものとする。

(3) 林業機械レンタル

提出のあった補助金実績報告書及び添付書類の内容が要綱及び要領に定められた内容であるかを確認するものとする。

(補助金の返還)

第11条 補助金の返還手続きは、千歳市補助金等交付規則(昭和58年4月1日規則第12号)の規定に基づき行うものとする。

2 間伐に係る補助金の返還額については、査定単位ごとに求めるものとする。

3 要綱第5条第3号の「当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないとき」には、当該一体的に実施すべき事業の内容全てが千歳市森林環境整備事業以外の事業で実施された場合を含まないものとする。

(事業主体が受託により事業を実施する場合の取扱い)

第12条 事業主体が受託により事業を実施する場合の採択に係る判断基準等については、次のとおりとする。

(1) 受委託契約の締結

事業主体が森林所有者と受委託契約を締結したものに限る。

なお、事業主体が請負者として森林所有者と締結した請負契約は、受委託契約に該当しない。

(2) 森林所有者の従事

森林所有者が所有森林の事業に従事する場合にあっては、(1)のほか、次の要件を満たすこと。

ア 事業主体が補助金の交付申請・受領、測量、その他事業に必要な事務等を実施していること。

イ 事業主体が外部に作業を請け負わせた場合は、仕様書等で具体的な作業指示を行っていること。

ウ 事業主体が直営労働力（臨時雇用を含む。）で実施した場合は、事業主体の職員が作業指示、監督、安全管理等を実施していること、及び、関係法令で義務付けられている雇用保険、労災保険等の保険料等を事業主体が支払っていること。

（3） 特例措置

市長が、災害の発生等からやむを得ないものと認めた場合にあっては、特例的な取り扱いを認めることができることとする。

（委任）

第13条 この要領に定めるもののほか本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(別表ア)

事業の種類	交付申請提出書類	事業実績報告提出書類
共通	<p>補助金交付申請書(第4号様式)、事業収支予算書(第11号様式)、納税対応状況申出書(第12号様式)、位置図、事業着手前写真</p> <p>森林所有者との委託関係の証明書(契約書の写し等)、森林の所有者であることの証明書(写し)を必要に応じて提出すること。</p>	<p>補助金実績報告書(第7号様式)、事業収支決算書(第14号様式)、位置図、事業完了後写真</p> <p>森林所有者である個人が自らの労力により施行せず、業者等に委託して森林施業を行った場合は、社会保険等の加入状況調査票(第15号様式)を提出すること。</p>
間伐	<p>補助金算出調書(第13号様式)</p>	<p>搬出材積集計表(第16号様式)</p> <p>補助金算出調書(第13号様式)において、現場監督費率を計上している場合、申請者が現場労働者に対して作業指示・監督・安全管理を行ったことが証明できる証拠書類(作業日誌・施工管理記録・事業打合簿の写し等)</p>
森林作業 道 維 修 繕・改良	<p>必要に応じて提出すること。</p>	<p>事業が終了したことがわかる書類等を必要に応じて提出すること。</p>
林業機械 レンタル	<p>レンタル契約書の写し、レンタル料等の明細が確認できる書類(日額と月額でのレンタル料が記載されていること)、その他市長が必要と認める書類</p>	<p>稼働日数が分かる資料(日報等)、契約書、領収書の写し(機械名、メーカー、形式、期間、費用の内訳、回送費等がわかるもの)、その他市長が必要と認める書類</p>

(別表イ)

事業の種類	写真
共通	北海道の「造林事業に係る事業写真の取扱いについて」(平成15年4月16日森整第178号)第4の1による。
間伐	北海道の「造林事業に係る事業写真の取扱いについて」(平成15年4月16日森整第178号)第4の8による。
森林作業 道維持修 繕・改良	必要に応じて撮影すること。
林業機械 レンタル	(1) 当該機械を使用して実施する森林整備の種類及び箇所ごとに、作業の着手前及び作業完了後、機械の型番が分かる写真を一組以上撮影すること (2) 当該機械を使用して実施する森林整備の箇所ごとに、1日に1枚以上、当該機械を使用していることが分かる作業中の写真を撮影すること